

令和7年度固定資産税に関する調

(3)償却資産

ア 納税義務者数に関する調

区分	総数 (人)	法定免税点未満のもの (人)	法定免税点以上のもの (人)
市町の別			
市計	29,826	14,475	15,351
町計	3,903	1,943	1,960
県計	33,729	16,418	17,311

イ 償却資産の価格等に関する調

(県計)

種類		決定価格(千円)	課税標準額(千円)
市町長が価格等決定したもの	構築物	242,876,276	241,233,644
	機械及び装置	745,364,461	720,366,214
	船舶	21,899,606	11,147,711
	航空機	5,808	5,808
	車輛及び運搬具	5,332,985	5,329,171
	工具、器具及び備品	128,385,796	128,149,600
	小計	1,143,864,932	1,106,232,148
法十 第九 三条 百関 八係	総務大臣が価格等を決定し 配分したもの	502,534,123	470,017,686
	県知事が価格等を決定し 配分したもの	21,165,192	19,929,930
	小計	523,699,315	489,947,616
法第743条第1項の規定により 県知事が価格等を決定したもの			
合計		1,667,564,247	1,596,179,764
同内 上訳	市町分の額		1,596,179,764
	県分の額		

イ 償却資産の価格等に関する調

(市計)

種類		決定価格(千円)	課税標準額(千円)
市町長が価格等決定したもの	構築物	227,845,817	226,365,306
	機械及び装置	692,318,354	668,432,262
	船舶	20,233,147	10,461,561
	航空機	5,808	5,808
	車輛及び運搬具	4,939,935	4,939,935
	工具、器具及び備品	120,952,292	120,721,942
	小計	1,066,295,353	1,030,926,814
法十 第九 三条 百関 八係	総務大臣が価格等を決定し 配分したもの	338,731,506	308,125,735
	県知事が価格等を決定し 配分したもの	20,567,538	19,343,674
	小計	359,299,044	327,469,409
法第743条第1項の規定により 県知事が価格等を決定したもの			
合計		1,425,594,397	1,358,396,223
同内 上訳	市町分の額		1,358,396,223
	県分の額		

イ 償却資産の価格等に関する調

(町計)

種類		決定価格(千円)	課税標準額(千円)
市町長が価格等決定したもの	構築物	15,030,459	14,868,338
	機械及び装置	53,046,107	51,933,952
	船舶	1,666,459	686,150
	航空機		
	車輛及び運搬具	393,050	389,236
	工具、器具及び備品	7,433,504	7,427,658
	小計	77,569,579	75,305,334
法十 第九 三条 百関 八係	総務大臣が価格等を決定し 配分したもの	163,802,617	161,891,951
	県知事が価格等を決定し 配分したもの	597,654	586,256
	小計	164,400,271	162,478,207
法第743条第1項の規定により 県知事が価格等を決定したもの			
合計		241,969,850	237,783,541
同内 上訳	市町分の額		237,783,541
	県分の額		